岡谷市公共施設照明 LED 化 ESCO 事業共同企業体取扱要領

(目的)

第１条　この取扱要領は、岡谷市公共施設照明 LED 化 ESCO 事業(以下「本事業」という。) を実施するにあたり結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとす る。

(構成員の制限)

第２条　共同企業体の構成員は、「岡谷市公共施設照明 LED 化 ESCO 事業 公募型プロ ポーザル実施要領 3（3）参加者の制限」に該当しない者であること。

(合意書の作成)

第３条　共同企業体を結成して本事業に参加しようとするときは、構成員間で合意書を作成しなければならない。

(構成員の役割)

第４条　共同企業体を結成して本事業に参加しようとするときは、代表構成員及び以下の役割の担当構成員を定めなければならない。

（1）事業役割
（2）設計役割
（3）施工役割
（4）金融役割
（5）維持管理役割
（6）その他役割　※必要な場合のみ

２　代表構成員は、共同企業体を代表して本事業に係る市との協議等（プロポーザルを含む）の対応を行なうものとする。

３　本事業に係り、市が代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(契約の締結)

第５条　本事業の契約の締結は、共同企業体の事業役割を担当する構成員がこれを行うものとする。

(存続期間)

第６条　本事業の契約を締結した共同企業体の存続期間は、本事業の履行完了までとする。

２　本事業の契約を締結した者以外の共同企業体の存続期間は、当該事業に係る契約が締結された日までとする。

(連帯責任)
第７条　各構成員は本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)
第８条　共同企業体が履行した事業の契約不適合責任は、各構成員が連帯して負うものとし、共同企業体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とする。

(構成員の脱退及び除名)
第９条　共同企業体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、第６条第１項又は第２項に定める存続期間中は、市長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。
２　共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他の除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、市長の承認を得なければならない。

(残存工事等に対する処置)
第１０条　本事業の契約締結後、共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存構成員が役割を引き継ぎ、当該事業を完成するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行が困難なときは、市長及び残存構成員全員の承認により新たな事業者を加入させることができる。

附 則
(施行期日)
１ この要領は、令和 ８年１１ 月１６日から施行し、その目的を達成したとき効力を失う。